

会津若松市総合計画審議会について

1 設置根拠

会津若松市総合計画審議会条例に基づく審議会

2 目的

会津若松市総合計画審議会は、市長の諮問に応じ本市総合計画の調整その他に関し、必要な事項について調査審議し、その結果を市長に答申することを目的としています。

3 今回の審議会の役割

第7次総合計画の期間、総合計画の構成及び内容、総合計画原案について調査審議していただき、その結果を市長へ答申していただきます。

4 組織

条例に基づき16人以内で組織されます。

【今回の審議会委員の構成】

- | | |
|----------------|----|
| (1) 市政に関心を持つ市民 | 8名 |
| (2) 各種団体の代表者 | 6名 |
| (3) 学識経験者 | 1名 |
| (4) 関係行政機関の職員 | 1名 |

5 任期

委嘱した日から2年となります。(平成29年11月8日まで)

6 会長及び副会長

委員の互選により定めることとします。

7 会議

審議会は会長が招集し、会議の議長となります。また、委員の半数以上の出席が会議の成立要件となります。

8 審議内容の公表について

市のホームページなどで、審議会委員の氏名、審議会の日程、会場、議題等の公表を行います。また、各会議の審議内容要旨についても掲載します。